

# 不法投棄対策を考える

## 津 県市町講習会に80人参加

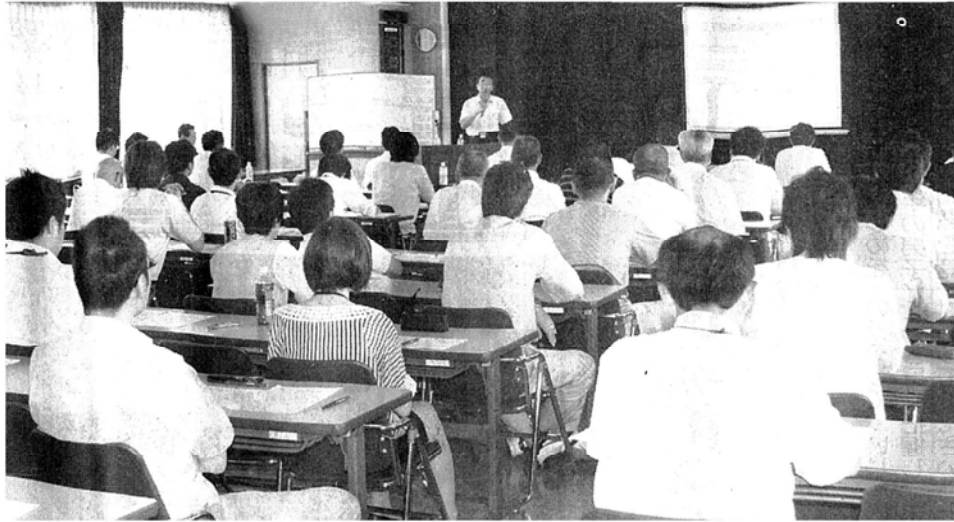
県は二十日、津市広明町にある県水産会館で「県市町不法投棄等防止対策講習会」を開き、県内二十市町に加え、情報提供協定を結んで

いる県森林組合連合会の職員ら約八十人が参加した。BUN環境課題研修事務所を主宰する元山形県職員の大長岡文明氏が、「産業廃棄

物の不適正処理事案対応」と題して講演した。県環境生活部廃棄物対策局の加藤則之廃棄物監視・指導課長は「不法投棄の認知は平成十五年の九十二件

をピークに、二十二年は十八件、二十三年は八件、今年四―六月末は三件。数字の上では減少傾向だが、いつ発生するか分からない」と注意を促した。

大長岡氏は、「無許可の処理は最高で懲役五年だが、無許可業者に頼んだ人の罪も同じ」と話すとともに、「不法投棄の原状回復は投棄した張本人の責任。裁判で情状酌量のため、捨てたもの片付けて誠意を見せることもある」と述べた。「片付けるのは役所ではなく、少しでも関係のある排出者や土地所有者が民事訴訟で争うのが筋。行政の代執行は水源地が危ないなどの場合に限られる。税金を使う理由が立たない」とも説いた。



不法投棄防止対策の講習会＝津市広明町の水産会館で